

津波対策の怠慢 指摘

時時刻刻

原発避難訴訟 3855万円支払い命令

国・東電同じ賠償額

福島の原発事故で被害を受けた住民らから、賠償を求めた訴訟で、東京地裁は17日午後3時30分、東京電力（東電）と国に同じ賠償額を支払うよう命令した。賠償額は3855万円。東電は17日午後3時30分、東京電力（東電）と国に同じ賠償額を支払うよう命令した。賠償額は3855万円。

17日午後3時30分、東京電力（東電）と国に同じ賠償額を支払うよう命令した。賠償額は3855万円。東電は17日午後3時30分、東京電力（東電）と国に同じ賠償額を支払うよう命令した。賠償額は3855万円。

2002年 政府の地震調査研究推進本部が長期評価公表
「三陸沖から房総沖にかけてマグニチュード8級の津波地震が30年以内に20%程度の確率で起きる」
東電が「福島第一原発に10倍の津波が来た場合、炉心損傷の可能性」と報告
東電は津波で冷却設備が機能喪失することを認識していた
原発の耐震設計の改訂で津波対策を明記、既存原発の安全性再評価始まる
東電が保安院に安全性再評価で中間報告、津波の記載なし
保安院は「今後、事業者が津波調査に適切に対処すべき」と見解を示す
国が津波対策を命じたが東電はこれを無視し、津波対策を怠った
東電が15.7%の津波を試算
東電は津波で原発が全壊喪失する具体的な危険性を示していた
東電が保安院に15.7%の試算を説明
東日本大震災（福島第一原発で津波が最大15.5%に達する）



東日本大震災（福島第一原発で津波が最大15.5%に達する）

「国、対策命じるべきだった」

非常用の設備を海水を注ぐ津波が来たのだから、まず対策を取るべきだった。今回の判決は、東電の主張が認められなかった。今回の判決は、東電の主張が認められなかった。

東電旧経営陣3人 刑事裁判に影響も

今回の判決について、ある「東電旧経営陣3人」の刑事裁判に影響も。今回の判決は、東電の主張が認められなかった。今回の判決は、東電の主張が認められなかった。

原告、争点絞る 救済を最優先

訴訟段階は「争点絞る」が重要。原告は争点を絞り、救済を最優先とした。訴訟段階は「争点絞る」が重要。原告は争点を絞り、救済を最優先とした。

争点	原告の主張	被告の主張
長期評価の信頼性	長期評価は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった	長期評価は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった
耐震設計の信頼性	耐震設計は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった	耐震設計は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった
津波対策の有無	津波対策は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった	津波対策は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった
賠償額の算定	賠償額は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった	賠償額は信頼できず、津波試算も仮定の対策をしても事故は回避できなかった

原告は争点を絞り、救済を最優先とした。訴訟段階は「争点絞る」が重要。原告は争点を絞り、救済を最優先とした。

考え方 規制の基準に 論理的に明快な判決

論理的にきわめて明快な判決だ。地裁と津波が最大規模のものであったと認定しながら、事故原因は地震ではなく、津波による浸水で原発の冷却機能が喪失したことだった。この認定で、原子力損害賠償法が異常に巨大な天然災害による損害について、賠償責任を定めている問題を回避している。02年の政府の長期評価や08年の東電の津波高の試算で予見が可能だったかは科学的な評価の分かれたところだが、電車の配置などで容易に事故が回避できたとの論理は説得力がある。同様の集団訴訟に大きな影響を与える可能性がある。予見可能性は、旧経営陣らが強制起訴された刑事裁判でも争点になるが、民事裁判と刑事裁判は法の目的が異なる。より厳密に事実認定をする刑事裁判に与える影響は限定的だろう。

3/18 朝日

原発避難 希望も無念も

6年間の生活苦、素直に喜べない

国と東京電力は、ともに津波を予見できた。原発事故後、福島県から群馬県に避難した住民たちが起こした訴訟で、前橋地裁は17日、国と東電の責任を認める初めての判断を示した。震災から6年、全国で避難生活を続ける住民に力を与える「画期的な判決」となったが、半数以上の原告の賠償請求は棄却され、悔しがる原告もいた。

避難者への精神的損害の賠償
国の原子力損害賠償紛争審査会の中調指針に基づき、東電が基準を策定。3月半ば2014年、避難指示解除に関係なく、2014年3月末まで、精神的損害などとして少なくとも住民1人当たり月10万円（計850万円）が支払われる。東電はこれらの精神的損害

に対し、1月末までに計1兆円を賠償している。福島県内の32市町村と宮城県丸森町からの「自主避難者」は、子どもや妊娠の有無などによって4万7200万円が賠償される。賠償額には、精神的苦痛のほか、避難による生活費の増大や移動費も含まれる。

判決後、群馬県教育会館で開かれた原告団集會では、全国各地の弁護士たちから喜びの声が上がった。「全国から注目されているなか、国の責任を認めたこの判決の意義は大きい。おめでたいことです」と支援者や原告らでほぼ満員となった会場から、拍手が次々と巻き起こった。ただ、約15億円の請求に対して、認められたのは約3800万円。素直に喜ばない原告も多かった。集會で登壇した3人の原告からは、「不本意だ」「弱い立場の声は聞いてもらえない」「類については再度考えた」といった後ろ向きな言葉が続いた。

たため、夫婦で多い時は20万円ほどあった収入は昨年11月ごろからゼロになった。心ない言葉も浴びせられた。避難してから数日後、自宅前を通りかかった子どもが、福島ナンバーの車をみて「原発が来てる」と叫んだ。2014年冬には、車のフロントガラスに「福島に帰れ」と書かれた紙が挟まっていたという。自主避難を理由に東電に

よる賠償はほとんどない。判決で認められた額は夫妻で数十万円。長男の請求は棄却された。「苦勞してきた6年間はこんなものだったのか」と悔しがった。(角野)

各地の原告

福島県によると、原発事故による避難者は2月時点で自主避難者も含めて約7万7千人で、避難指示が解除された5市町村では実際に戻った住民の割合は平均13・5%。こうしたなか、東電の原発事故をめぐる同様の集団訴訟は全国で約30件起こされ、約1万2千人が参加している。



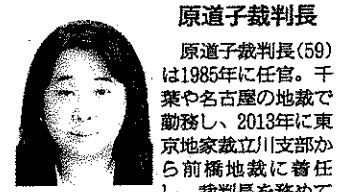
●判決を受け、原告団の集會で悔しさをにじませる松田健宏さん
●判決を受け、記者会見する井藤田。中央は鈴木克典弁護士ら。いずれも17日午後、前橋市、遊藝館生撮影

「大きな意義」「自信ももらった」

抱える福島地裁の訴訟で原告団長を務めるスーパー経営、中島孝幸さん(61)は福島県相馬市に「自信ももらった」。福島訴訟は21日に結審予定だ。国は除染完了などを理由に避難指示の解除を進めてきた。福島県は3月末で自主避難者に対する無償の住宅支援を打ち切る。福島訴訟の馬奈木大太郎弁護士は「後続の裁判でも国の責任が認められれば、避難の解除や支援の打ち切りなどの帰還政策の妥当性が問われる」と指摘する。

相馬市から家族4人を連れ、実弟の住む栗東市へ自主避難。妻は心の外傷後ストレス障害(PTSD)と診断され入院した。前橋では請求が認められなかった避難者もあり、佐藤さんは「大阪では、もう一歩踏み込んだ判断を」と求めた。福島県郡山市から避難した松山訴訟原告の萩原ゆきみさん(49)は「大きな希望だと感じている」としつつ、訴えの一部が退けられたことに「納得がいけない」とも語った。前橋地裁が認めた賠償額は約15億円の請求に対し、約3800万円。福島県南相馬市から愛媛県伊予市に避難した松山訴訟原告の渡部寛志さん(38)は言う。「17百里を奪われた人に対する額としては、低すぎる」

民事裁判のベテラン



原道子裁判長(59)は1985年に任官。千葉や名古屋の地裁で勤務し、2013年に東京地家裁立川支部から前橋地裁に着任し、裁判長を務めてきた。主に民事裁判を担当してきたベテランだが、00年から3年間は法務省に出向した経験もある。14年3月には、群馬県桐生市の小学生が自殺した裁判を担当。いじめを認定し、市と県に賠償を命じる一方、自殺は突発的で予見できなかったとした。

東電への賠償命令、各地で

原発事故を巡っては、子息可能性を認めたと今回の判決の前にも、東電に損害賠償を命じる司法判断が各地で出ている。福島地裁は14年8月、原

福島地裁 (14年8月) 避難女性の自殺が原因と認定。約4900万円を遺族に	福島地裁 (15年6月) 避難男性の自殺が原因と認定。約2700万円を遺族に	京都地裁 (16年2月) 自主避難男性の休業が原因と認定。約3千万円を夫婦に	札幌地裁 (16年3月) 福島の5店舗閉鎖の損害を認定。約2億円をドラッグストアに	東京地裁 (16年7月) ゴルフ場の覆り上げ減を事故の風評被害と認定。約1960万円を経営会社に	東京地裁 (16年8月) 女性入院患者の失踪を事故原因と認定。2200万円を遺族に	宇都宮地裁 (17年3月) ゴルフ場の覆り上げ減を事故の風評被害と認定。約6400万円を経営会社に
---	---	---	--	---	--	--

発事故と避難者の自殺の因果関係を初めて認める判決を言い渡した。事故後、避難指示区域になった福島県川俣町から福島市に避難し、自殺した女性(当時58)で、判決は「耐え難いストレスが自殺に至らせた」と結論づけた。京都地裁は16年2月、福島県の避難指示区域外から自主避難した男性らについて、東電の賠償責任を認めた。判決は賠償額が個別事情に応じて判断すべきことを示し、男性が故郷を離れ、会社の代表も辞めざるを得なくなって強いストレスを受けたと指摘した。

「注目の判決」

福島・浪江町長

原発を抱える自治体も今回の判決に注目する。福島第一原発がある福島県双葉町の伊沢史朗町長は「国と東京電力は判決を重く受け止めてほしい。町としても被害実態に沿った賠償に真摯に取り組むよう、国と東京電力に今後も申し入れていく」との文書を出した。

全町民が避難する福島県浪江町の馬場有町長は「国の責任について言及しているという点では注目すべき判決である。今後の裁判の行方についても注視してい

きたい」とコメントした。

一方、福島県の内堀雅雄知事は「訴訟に関することであり、コメントは差し控えたい」との文書を出した。

東電柏崎刈羽原発がある新潟県の米山隆一知事は記者団に対し、「地方裁判所の判断とはいえ、国と東京電力の安全対策が十分ではなかったということが判断されたものだ」と妥当な判決との見解を示した。



福井県美浜町などの原発9基の再稼働を目指す関西電力は、前橋地裁での判決について、「当社としてコメントする立場にない」（広報室）としている。